

# 森町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

## 1 行動計画策定の背景

- (1) 新型インフルエンザ等感染症は、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- (2) 平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため国及び地方公共団体においては、実施体制等を整備する必要がある。
- (3) 平成25年6月に政府行動計画が、また同年10月に北海道行動計画が策定された。  
森町においては、これらの計画を踏まえ特措法第8条に基づき、町行動計画を策定するものである。

## 2 行動計画の概要

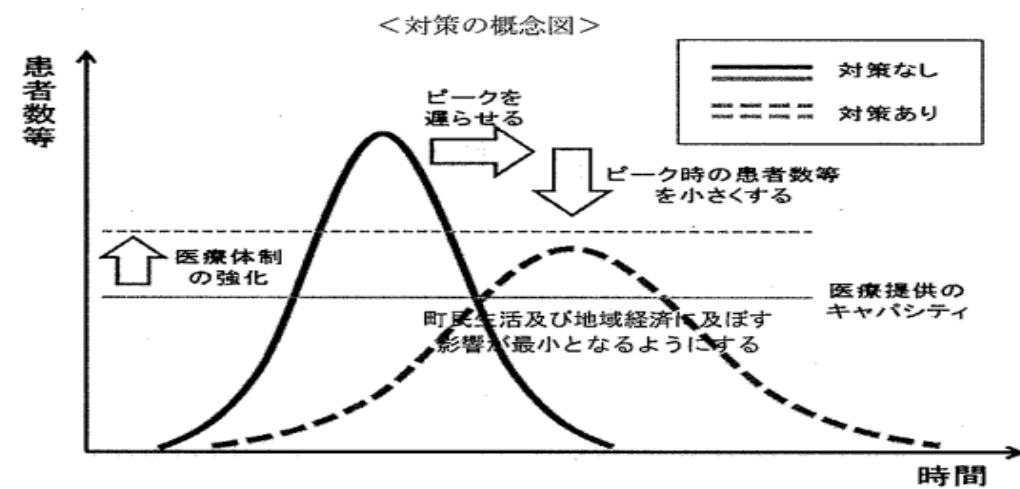
### (1) 対象となる感染症（感染症法第6条）

- ① 新型インフルエンザ
- ② 再興インフルエンザ（過去大流行後に流行がなく、国民の大部分が免疫を持たないもの）
- ③ 新感染症（未知の感染症で、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

### (2) 対策の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ② 住民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える。

### 【対策の効果概念図】



### (3) 発生時の社会への影響

町民の25%が罹患し、従業員の5%はその後1週間から10日間程度罹患し欠勤すると考えられるが、家族の世話や看護のため出勤困難となるものを見込み、ピーク時（約2週間）には、従業員の最大40%が欠勤すると想定。

### (4) 被害想定

種別	国	道	森町
人口	1億2,800万人	551万人	16,800人
感染者数	3,200万人	137万7千人	4,200人
医療機関受診者数	2,500万人	107万5千人	3,250人
入院患者数	中等度	53万人	2万3千人
	重度	200万人	8万6千人
1日最大入院患者数	中等度	10万千人	4,300人
	重度	39万9千人	1万7千人
死亡者数	中等度	17万人	7千人
	重度	64万人	2万8千人

※ 中等度：アジアインフルエンザ並み（致死率0.53%）  
 ※ 重度：スペインインフルエンザ並み（致死率2.0%）

### (5) 対策のための役割分担

国	○万全の態勢を整備する責務 ○国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進 ○政府一体となった取り組みを総合的に推進 ○学識経験者の意見聴取
北海道	○関係機関の対策を推進する責務 ○地域医療体制確保・感染拡大の抑制 ○市町村との連携
森町	○道や近隣市町村との連携 ○町民へのワクチン接種、生活支援及び要援護者支援
医療機関	○院内感染対策 ○診療継続計画策定 ○地域の医療機関と連携し医療提供
一般事業者	○職場の感染防止対策 ○発生時の事業縮小・感染防止措置の徹底
町民	○対策の知識を得る ○マスク・咳エチケット・手洗い・うがい ○食料品必需品等の備蓄 ○個人レベルでの対策

# 発生段階ごとの対策の概要

状況の変化に相応した意志決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け各段階において想定される状況に応じた対応方針を示したものです。新型インフルエンザ等の発生時には、これらの段階における必要な対策を柔軟に選択し実施します。

発生段階		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	緊急事態宣言が 発せられた場合の 緊急事態措置  ※必要最小限の対策 を選択して実行
対策の目的		・発生に備えて体制の整備を行う	・国内侵入を出来るだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に務める。 ・道内及び町内発生に備えて体制の整備を行う。	・感染拡大を出来る限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。	・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。	・町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。	
主要6項目	各項目の主な対策						
実施体制	・関係機関・庁内関係部局等の連携を確保し、一体となった取り組み推進 ・特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、速やかに町対策本部を設置	・行動計画策定・見直し ・初期対応体制の確立や関係機関等との連携・情報交換等	・道の対策及び町行動計画に基づき対策を実施	・森町新型インフルエンザ等対策本部設置		・町対策本部の廃止 ・必要に応じ町行動計画の見直し	・特措法第34条に基づく町対策本部の設置 ・道による代行 ・道または他市町村による応援等
情報収集及び情報提供・共有	・医療、事業者、町民の各々が役割を認識し適切な行動をとるための情報共有、迅速かつ分かりやすい情報の提供 ・具体的な情報提供及び相談受付等体制整備	・情報収集・提供体制の整備 ・相談窓口等の設置準備	・道外での発生状況等の情報収集 ・関係機関とのメール等で情報共有・注意喚起 ・相談窓口等の設置	・積極的な発生状況等の情報収集 ・関係機関とメール等で情報共有、状況把握 ・相談窓口等の体制充実・強化	・積極的な発生状況等の情報収集 ・リアルタイムで情報共有と状況把握 ・相談窓口等の体制継続	・第二波発生に備えた情報提供 ・相談窓口等の体制縮小	
まん延防止	・個人及び職場における感染対策の普及・啓発	・個人及び職場における感染対策の普及	・感染対策の体制整備	・感染拡大防止対策の実践 ・感染予防策の徹底促進	・まん延防止策の実践を強く促進 ・感染予防策の徹底要請	・第二波発生に備えた拡大防止策の見直し等の検討	・道が実施する外出自粛要請や施設の使用制限等への協力
予防接種	・特定接種の実施 ・町民に対する予防接種の実施	・特定接種の準備・実施 ・町民に対する予防接種の体制構築	・特定接種の実施 ・特定接種の情報提供・相談 ・町民に対する予防接種の準備・実施	・町民に対する予防接種の実施及び接種に関する情報提供の開始	・町民に対する予防接種の実施及び接種に関する情報提供	・町民に対する予防接種の実施	・予防接種法第6条の規定に基づく住民接種の実施 ・住民接種の広報・相談
医療等	・医療提供体制の維持・確保 ・医療資機材の備蓄・整備 ・医療機関等への迅速な情報提供 ・在宅療養の支援体制の整備	・二次医療圏を単位とした医療体制の整備	・医療機関等への情報提供	・医療機関等への情報提供	・医療機関等への情報提供 ・診療体制の確保と町民への周知 ・在宅で療養する患者への支援	・通常の医療体制への変更	・臨時医療施設の設置協力及び医療の提供
町民生活及び地域経済の安定の確保	・要援護者への生活支援 ・遺体の火葬・安置 ・生活関連物資等の安定供給	・要援護者の把握及び生活支援等の検討 ・火葬能力及び一時遺体安置施設等の把握・検討 ・必要な物資・資材の備蓄等	・要援護者及び協力者への発生の連絡 ・一時遺体安置施設等の確保準備養成に伴う対応	・要援護者に対する生活支援の実施 ・遺体の火葬・安置	・要援護者に対する生活支援の実施 ・遺体の火葬・安置	・要援護者に対する生活支援の実施	・水の安定供給 ・生活関連物資の買い占め、売り惜しみ等の調査・監視及び供給確保等の実施

※ 緊急事態宣言：

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延等により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はその恐れがあると認められるときは、特措法第32条に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣）が行う。